

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

マイナ保険証の利用登録の解除について（通知）

令和 6 年 12 月 2 日に健康保険証（組合員証及び被扶養者証）の発行が終了し、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたもの）を基本とする仕組みに移行されますが、マイナ保険証利用登録の解除を希望する方については、共済組合に申請することにより、解除の手続きを行うことができることとされました。

利用登録の解除の申請方法等については下記のとおりですので、貴所属職員に周知するとともに、円滑な事務処理に御協力くださるようお願いいたします。

なお、12 月 2 日以降に発行する「資格確認書」等の詳細については、今後改めてお知らせします。

記

1 提出書類

別紙「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」

※ マイナ保険証を保有している方で希望する方が対象になります。

2 提出方法

所属所を経由（受付印押印）して当支部年金給付係に申請書を提出してください、

3 留意事項

- (1) 解除予定日は、早くても申請書を受け付けた日の翌月末となります（1～2 か月程度）。また、解除の手続き完了後は、マイナポータルの「健康保険証の利用登録の申込状況」から確認することができます。
- (2) 再度利用登録をする場合は、次の 3 つの方法があります。
 - ・マイナポータル「登録状況の確認」から登録
 - ・医療機関・薬局の受付で登録
 - ・セブン銀行 ATM で登録
- (3) 解除申請後、他支部や他の医療保険者に異動した場合は、異動後の支部又は医療保険者に対して、資格確認書の交付申請が必要です。

問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部
(鹿児島県教育庁総務福利課内)
年金給付係

TEL : 099-286-5220 (直通)

※ 県立学校における本文書の分類基準
表上の分類番号「B-7-2（共済組合）」